一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　略］

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

**第百十条の六十三**　法第六条の五の十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務（同項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

**第百十条の六十四**　法第六条の五の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百十条の七十六第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条並びに第百十条の七十六第一項及び第二項において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百十条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合電子決済等取扱業者（次条及び第百十条の六十八第二項において「全ての信用協同組合電子決済等取扱業者」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合電子決済等取扱業者に対する意見聴取等）

**第百十条の六十五**　法第六条の五の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第百十条の六十七及び第百十条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［２～４　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］